

(公財) 鹿児島県婦人会館の事業再編について（お知らせ）

令和 7 年 8 月 1 日

(公財) 鹿児島県婦人会館

(公財) 鹿児島県婦人会館は昭和 34 年に鹿児島市下荒田の地に誕生してから、「女性の社会的地位の確立と男女共同参画社会の形成促進に関する事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。」の定款に記載の目的をもとに各種事業を展開してきました。

平成 25 年に公益財団法人に移行後、4 つの公益事業と 2 つの収益事業を基軸に運営を進めてまいりました。しかし、新型コロナウイルスの蔓延等を機に当会館を取り巻く社会情勢と環境の変化が大きく様変わりしました。現在記載の公益事業については今後継続していく上で、ユーザーの要望等に対して満足いく提供が可能かどうか検討した結果、難しいと判断しました。

また、当会館は会館の利用収益や関係団体からの各種負担金などを基本に独立自主採算性を取り入れていることから、将来の会館の財政基盤を維持するためにも今後の会館維持のために事業見直しをすることにしました。

事業再編の主な概要

- ① 公益 4 事業を 1 事業に再編し、公益事業費率が変わります。

現在公益事業については 4 つに分類されております。この 4 事業について、1 つの事業に集約し公益 1 事業として統合します。これは、公益 4 事業が現在の社会情勢や利用者ニーズに合わないことが要因ではありますが、このほかにも当会館の事務局をはじめとする実務体制の観点から、事業のスリム化を行い、効率的な事業の推進を行うこととしました。統合により、名称も変更され「女性の社会的地位の確立と男女共同参画社会の形成促進等に関する事業」となります。

また、1 事業に統合すると同時に、これまで、会館の施設貸与における減免措置の対象団体を拡大し、減免の申請制度と判断のフローチャートに基づいて判断することで、全額免除などの整理を行い、これらについては、公益目的の側面が大いにあることから、公益事業に新たに新設をすることといたします。これにより、対象団体の優先的な予約や申込期間を実施することとなります。

なお、これに伴い公益事業費率については（旧）69.1%→（新）55.1%になります。

② 収益事業の統廃合の実施

収益事業については、会館貸出事業と物販販売の2事業を行ってまいりました。会館貸出事業については会議室収入・駐車場収入・自販機収入の3つを基本としておりました。しかしながら、駐車場収入については月極駐車場のほかにコインパーキングを設置しております。これまではコインパーキングについては記載がなかったことから、内容を明文化し事業内容の整理を行います。

自動販売機については、設置後採算が見合わないとのことから撤去をしました。その後、未設置状態で事業に記載されていることから、今回の再編で自動販売機については廃止をいたします。

物販販売については、これまで昆布や餃子など各種物販を販売してまいりました。しかしながら、この在庫管理や受発注対応が煩雑であることや当会館内に事務局がある県地域女性団体連絡協議会でも物販販売を行っていることを考え、当会館での物販販売については県地域女性連にその役割を移管して、収益事業での対応は廃止することとします。

③ 財務状況の改善と収支バランスの安定化

公益事業の1本化において公益事業費率が55.1%となります。また、これまで収益事業として行っていた一部会館貸与については公益事業として扱うため、収入面では減少がありますが、今後も利用者の確保や安定的な収入確保を予想しており、大きな影響はないと考えております。

支出については、公益事業への支出配分が減少し、収益事業や法人会計への支出割合が増加しますが、今後、設備の近代化改修も含めて低コスト・省エネルギー化を進めることで支出額の削減に努め、財務基盤の安定化の確保に向けて努力してまいります。

④ 組織体制の見直しとガバナンス体制の確立

今回の事業再編前に、令和5年度途中から「財務担当理事」を指名し、財務状況の推移や安定化に向けて管理監督する特命理事を設置しております。令和7年6月に役員改選を行いましたが、安定化に向けての途中であることも含めて継続して選任を行っております。

理事に関しては、事業の進捗や財務の“見える化”を行うことから「理事懇談会」を開催し、定期的な報告を実施し、今後も定期的な開催を予定しております。

令和6年1月に、これまでの事務局は1名と少ない体制と機能が脆弱であったことから、その強化とガバナンスの確立のために3名体制に増員をいたしました。また、令和7年4月には事務局の管理・監督の強化の観点から、事務統括者を事務局

長として選任し体制強化を進めております。

このほかにも、各種決裁や支出における区分体制などの強化を行い、牽制機能を強化しております。

令和7年6月の役員改選において、監事においては「改正公益法人法」に記載の内容に当会館としても準拠するために、これまでの内部監事1名の選任を見直し、外部監事2名の選任とし、第三者的視点での当法人の運営状況に対するチェック機能を確立し、牽制機能を強化します。

以上の点を総合的に検討し、今回事業再編を行うこととしました。これにより、会館の施設利用について一部変更が発生いたします。

会館利用における変更点

ア) 予約については一般団体については利用予定日の2ヶ月前から電話にて承ります。

イ) 各種イベントや減免団体などの優先団体については、1年前から優先的に予約することが可能です。

ウ) 利用のキャンセルを行う場合下記の表のとおりキャンセル料が発生します。

キャンセル申告日：利用日の当日～3日前

キャンセル料：利用時間×利用会場料×10%

エ) 下記の場合は使用料が免除・減免されます。

免 除

- 鹿児島県婦人会館の定款に記載されている目的を理解され、許可された減免申請団体
- 県内の国・公・私立の保育園や幼稚園・小・中・特別支援学校などの教育機関が、各種教育活動の為に施設を使用する場合
- 鹿児島県婦人会館の関係性がある団体

減 免（半額）

- 利用者の半数が身体障害者または療育手帳など公的機関から障害者認定を受けている団体

免除を希望する際は事前に所定の申請書に記入の上必要書類とともに事務局に提出をお願いします。（審査を行うため）

当会館は昭和34年に鹿児島市下荒田の地に誕生し、今日多くの方々のご協力とご支援のもとに運営してまいりました。今後も、当会館を継続していくためにもこれからの社会情勢や、時代の変化に対応していかなければなりません。今回の事業変更については、これからの会館運営を継続していくための一つであり、今後も役員・事務局一同不断の努力をしてまいりますので、ご支援ご協力いただきますようお願いいたします。